

## 防府市浄化槽清掃業の許可に関する要綱

平成9年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定により市長が許可する浄化槽清掃業の許可について、条例及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象となる業務の範囲)

第2条 浄化槽清掃業（以下「清掃業」という。）について許可の対象となる業務の範囲は、市内に設置された浄化槽の清掃とする。

(許可の申請)

第3条 清掃業の許可を受けようとする者は、規則第14条第2項の規定による浄化槽清掃業許可・許可更新申請書（規則第9号様式。以下「許可・許可更新申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (2) 車両台帳及び従業員名簿
- (3) 事業所の位置図
- (4) 法人市民税（個人の場合は市民税）の納税証明書（直前の2年分）又は滞納がないことの証明書
- (5) 自己申告書
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(許可期間)

第4条 処理業の許可の期間は、各年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とする。ただし、年度途中の申請にあっては、許可の日から翌年度の3月31日までとする。

(許可更新の申請)

第5条 前条の規定による許可期間満了後、引き続き許可を受けようとする者

は、その満了する日の1か月前までに許可・許可更新申請書に、第3条第2号及び第4号から6号までの各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽の清掃は、許可を受けた者が自ら行うこと。
- (2) 清掃車両及び器材には社名を表示し、衛生的に維持管理すること。
- (3) 帳簿を備え、清掃年月日、浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所ごとに記載すること。又、その帳簿は、1年ごとに閉鎖することとし、閉鎖後5年間保存すること。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。